

郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金及び拠出金の額等の認可のお知らせ

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく令和 4 年度における交付金の額及び交付方法、並びに法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく令和 4 年度における拠出金の額及び徴収方法について、令和 3 年 11 月 26 日に総務大臣に認可申請を行い、令和 4 年 1 月 26 日に総務大臣から認可を受けましたので、お知らせします。

認可を受けた申請の概要は次のとおりです。

1 交付金の額及び交付方法

交付金の額（年額）：280,786,555,900 円

交付方法：令和 4 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、関連銀行（現在は株式会社ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（現在は株式会社かんぽ生命保険）から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日までを期限とし、日本郵便株式会社に対して交付金を交付する。

2 拠出金の額及び徴収方法

拠出金の額（年額）：230,710,971,100 円（関連銀行から徴収する拠出金の額）

50,174,204,800 円（関連保険会社から徴収する拠出金の額）

徴収方法：令和 4 年 4 月から翌年 3 月までの間、原則、毎月 15 日までを納付期限とし、関連銀行及び関連保険会社から拠出金を徴収する。

※ 総務省の報道発表資料は[こちら](#)をご覧ください。